# 「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴い、新たに口座を開設いただく場合等のご本人様の確認方法が、 下記のとおりのお取り扱いとなります。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

記

#### 1.お取扱いの変更日

平成 25 年 4 月 1 日(月)

### 2. お取引時の確認が必要なお取引

- ・口座開設
- ・10 万円を超える現金でのお振込(外国送金を含む)
- ・200万円を超える現金のお預入れまたはお引出し
- ・融資取引等
- ・上記以外のお取引で、お取引時の確認をお願いする場合がございます。

## 3.「犯罪収益移転防止法」の改正に伴う追加確認

平成 25 年 4 月 1 日より、「改正犯罪収益移転防止法」の施行に伴い、本人確認資料による本人確認に加えて、(1)「お取引の目的」、(2)「ご職業」(個人)、「事業の内容」(法人)、(3)「実質的支配者の氏名・住所・生年月日」の確認が必要になります。

従来の確認事項	個人のお客様	法人のお客様
	氏名、住所、生年月日	名称、本店または主な事務所の所在地
	【確認方法】	【確認方法】
	運転免許証、健康保険証などの公的	登記事項証明書、印鑑登録証明書( 1)などの公
	書類を提示していただきます。	的書類を提示していただきます。

### 従来の確認事項に加えて、下記をご確認させていただきます。

新しく追加される 確認事項	・お取引の目的 ・ご職業	・お取引の目的 ・事業内容 ・実質的支配者(3)の氏名・住所・生年月日
	【確認方法】 当組合所定の書面にご記入いただ くことで確認させていただきます。	【確認方法】 「事業内容」については、登記事項証明書( 1)、定款( 2)などを提示していただきます。 それ以外の事項は、当組合所定の書面にご記入いただくことで確認させていただきます。

- 1: 登記事項証明書、印鑑登録証明書は、発行日から6か月以内のものが必要です。
- 2: 定款は、確認日において有効なものが必要です。
- 3:「実質的支配者」とは、株式会社や有限会社などでは、25%を超える「議決権」を持つ方です。